

八幡平市空き家バンクの 手引き

八幡平市
まちづくり推進課
令和8年4月

はじめに

近年、人口減少や高齢化の進展、居住形態の多様化など、社会構造やニーズの変化に伴い、全国的に空き家問題が顕在化しており、本市においても空き家等に関する問い合わせや苦情が多くなっている状況にあります。

このことから本市では平成 29 年 4 月に「八幡平市空き家等対策条例」（以下「条例」という。）を施行し、平成 30 年 2 月に空き家等の対策について、総合的かつ計画的に推進するための基本方針や本市の取り組むべき対策を推進するため「八幡平市空き家等対策計画」を策定しました。

空き家バンク制度は「八幡平市空き家等対策計画」の基本方針の一つ「地域の活性化、まちの魅力向上に向けた流通・活用の促進」の施策として平成 30 年 12 月から始まり、令和 7 年 3 月末現在延べ 68 件が空き家バンクに登録され、53 件が移住定住者の居宅等として売買成立しました。

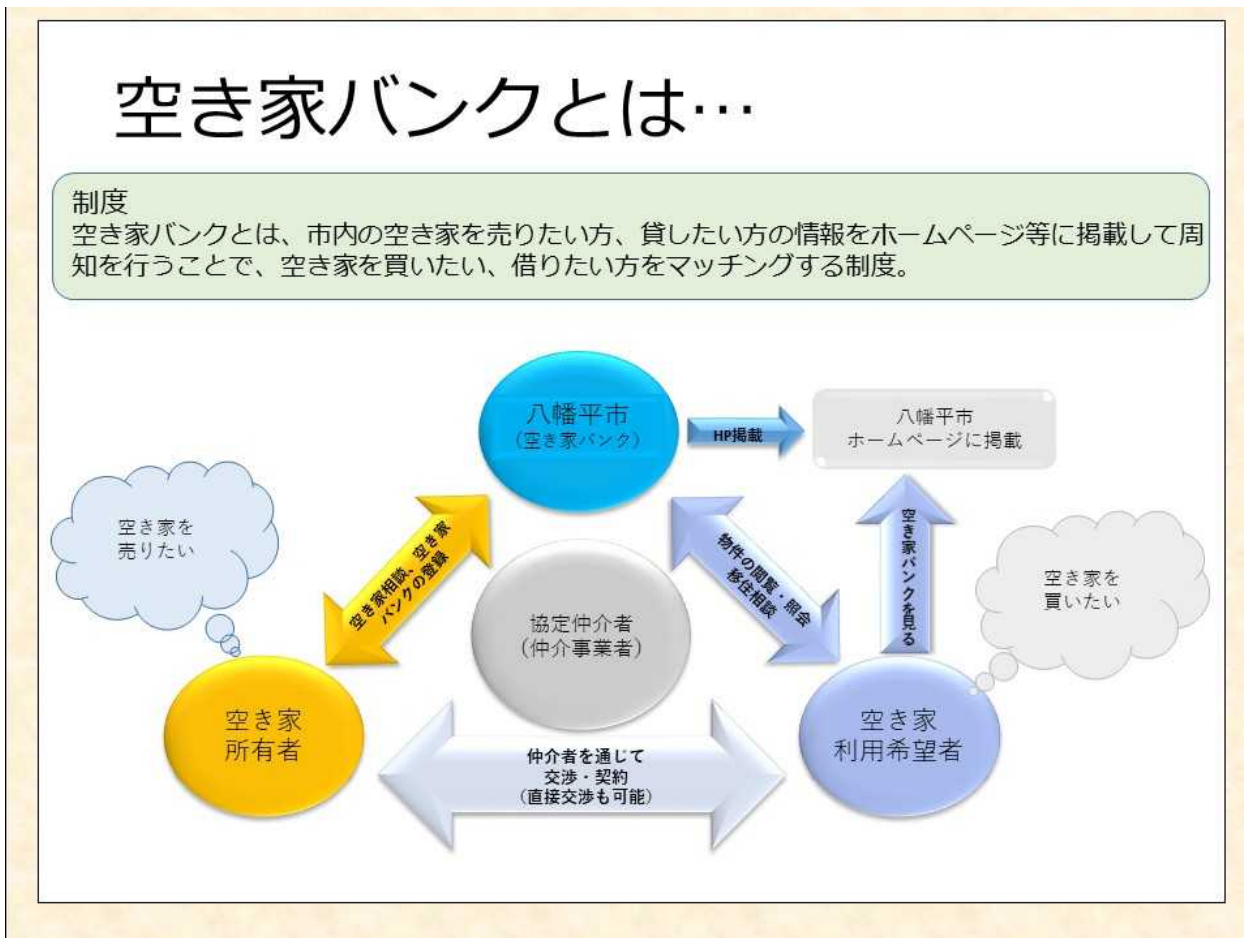
八幡平市においては約 1,200 件（令和 7 年 3 月末時点）の空き家を確認しておりますが、これは表面的な数値でしかなく内在的にさらに多く存在し、増え続けていくと考えられます。

今後、本制度を推進することにより、移住定住による地域の活性化及び空き家等の利活用によるまちの魅力向上に向けた流通・活用の促進を図ります。

この手引きは、空き家バンクに登録を検討している方や空き家バンク制度の利用を希望される方に向けて、制度や手続きについて知っていただくために作成したものです。

1	八幡平市空き家バンクとは	1
2	空き家バンク登録するには	2
3	空き家バンク登録の変更・抹消	6
4	空き家バンク物件契約成立の報告	6
5	空き家バンク申請書等記載例	7
6	添付書類が取得できる主要な施設	15
7	農地の売買希望掲載について	16
8	様式集	17

1 八幡平市空き家バンクとは



(1) 空き家バンクの対象となる建物

① 空き家

住宅（アパートやマンションタイプを除く）であって、居住していないまたは居住しなくなる予定のもの

例) 親族が住んでいたが、今は住んでいない住宅
転居等により今後住まなくなる予定の住宅

② 空き店舗等

店舗、事務所、倉庫など、事業を目的とした建物であって、事業を行う為に使用していないまたは事業で使用しなくなる予定のもの

例) 昔、店をやっていたが今は何もやっていない建物
今後使う予定がなくなる店舗、事務所、倉庫

※手引では①と②をまとめて「空き家等」と表現します。

(2) 申請ができる方

空き家等の土地及び建物の不動産登記上の所有者（個人、法人）が申請できます。

※仲介者に仲介を依頼する場合は、手続きを委任することができます。

空き家バンクのメリット

① 市のホームページや全国版空き家・空き地バンク、その他の広報媒体に掲載される
空き家バンクの登録は無料です。

※仲介者に仲介を依頼する場合は、仲介者に対して仲介手数料が発生します。

② 空き家についての相談ができる

まちづくり推進課にて、開庁時間中「開庁時間内（平日 8 時 30 分～17 時 15 分まで）」
に相談を受け付けています。

相続登記や税等の専門的な内容については、司法書士や税理士等の専門家、空き家バン
ク仲介者に取り次ぎます。

③ 空き家バンク物件を購入し改修した場合に、市の補助を受けることができる

「補助金の交付を申請する日において、39 歳以下の若者」又は「現に県外に住民登録が
ある又は県外から市に住民登録して1年を経過しない移住者」のうち、自らの居住の用に
供するため空き家バンクに登録された物件を取得又は改修する方は、八幡平市若者・移住
者空き家住まい支援補助金を利用できます。

2 空き家バンク登録をするには

空き家バンクの手続きは、「相談」、「現地確認」、「登録申請」、「掲載」の順に行います。

(1) 相談

空き家等の相談は、市相談窓口（まちづくり推進課、防災安全課）のほか、八幡平市と
協定を締結している仲介者事務所でも行うことができます。

市相談窓口は「開庁時間内（平日 8 時 30 分～17 時 15 分まで）」受け付けています。



お問い合わせ先

〒028-7397

八幡平市野駄第 21 地割 170 番地

八幡平市役所

(空き家バンクについての相談窓口)

市民部 まちづくり推進課定住促進係

TEL : 0195-74-2111 (内 1456)

FAX : 0195-74-2102

Mail : machi@city.hachimantai.lg.jp

(空家等の解体についての相談窓口)

企画総務部 防災安全課地域安全係

TEL : 0195-74-2111 (内 1265)

FAX : 0195-74-2102

Mail : bouan@city.hachimantai.lg.jp



(2) 空き家バンクに登録するための要件確認

空き家バンク登録を行うにあたって、以下の項目を確認してください。

① 申請する方（申請者）についての事項

確認事項	チェック欄	
八幡平市税を滞納していませんか？	<u>滞納していない</u>	<u>滞納している</u>
不動産仲介業を営んでいませんか？ (法人・個人問わず)	<u>営んでいない</u>	<u>営んでいる</u>
暴力団員等の反社会的勢力に属していませんか？	<u>属していない</u>	<u>属している</u>

② 申請する土地、建物についての事項

確認事項	チェック欄	
八幡平市内に存在している建物ですか？	<u>存在している</u>	<u>存在していない</u>
「空き家等※」に該当する建物ですか？ ※手引き 1 ページを参照。	<u>該当している</u>	<u>該当していない</u>
土地と建物の所有者は同じ方ですか？	<u>所有者が同じ</u>	<u>所有者が別</u>
(未登記家屋の場合)、固定資産台帳に記載された所有者が申請を行う方と同じ方ですか？	<u>同じ</u>	<u>同じではない</u>

土地、建物の名義は、「所有者名義」ですか？	<u>はい</u>	<u>いいえ</u>
建物が倒壊等により著しく危険な状態になっていませんか？	<u>なっていない</u>	<u>なっている</u>
建物は「いわゆる事故物件」ではありませんか？	<u>事故物件ではない</u>	<u>事故物件である</u>
隣地との境界問題（筆界未定）や抵当権等の設定により、契約が困難な状態になっていませんか？	<u>なっていない</u>	<u>なっている</u>
建物が建築されている土地の地目が、「農地」以外の地目になっていますか？	<u>なっている</u>	<u>なっていない</u>
建物、敷地内の片付けが可能ですか？	可能	可能ではない
（再登録の場合） 金額等情報の見直しを行っていますか？	<u>行っている</u>	<u>行っていない</u>

③ 申請にあたり確認が必要な事項

確認事項	チェック欄
八幡平市はホームページ掲載等による情報発信のみを行い、不動産の交渉、契約等に関する仲介、契約に係る苦情や紛争については関与しません。	<u>確認しました</u>
仲介者を経て売買契約が成立した場合、仲介者と所有者間で仲介手数料等が発生します。	<u>確認しました</u>
登録された空き家等が劣化等により居住や使用に堪えないと認められるとき、市が所有者の意向にかかわらず登録を抹消することを承諾し、異議申し立てを行いません。	<u>確認しました</u>
所有者及び購入希望者は、交渉及び契約に誠意を持って臨み、トラブルについては当事者間で解決に当たります。	<u>確認しました</u>

(5) 空き家バンク登録（情報掲載）

空き家バンクへの登録は、申請書の提出後、要件等を審査し、適当と認められた場合に登録します。（申請書を提出してから1～2週間程度かかります。）

登録期間は「登録された月から2年間」で、2年が経過した月の末日を経過したのちに抹消します。

ホームページ等への情報掲載は、空き家バンク審査結果通知書の送付と併せて行いますので、掲載日が前後する場合があります。

登録後、物件を買いたい方（移住希望者等）から、市が相談を受けた場合は、市担当者（仲介を依頼している場合は担当仲介者）から内覧等の調整について登録者に連絡します。

3 空き家バンク登録の変更・抹消

(1) 登録内容の変更

空き家バンクに登録後、以下の内容に変更があった場合は、速やかに空き家バンク変更届出書（様式第4号）を市又は担当仲介者に提出してください。（記載例は12ページを参照）

- ① 登録者の住所及び電話番号
- ② 空き家等情報の公開方法
- ③ 契約交渉の方法
- ④ 登録カードの記載事項

(2) 登録の抹消

所有者が再度居住した、賃貸借契約が成立した等により空き家バンク登録の抹消を行う場合は、速やかに空き家バンク抹消申請書（様式第6号）を市に提出してください。

（記載例は13ページを参照）

市が申請を受理した場合は、空き家バンク登録抹消完了通知書を後日送付します。

4 空き家バンク物件契約成立の報告

空き家バンク登録物件の売買契約が成立した場合は、空き家バンク契約成立報告書（様式第5号）と契約書の写しを提出してください。（記載例は14ページを参照）

5 空き家バンク申請書等

登録申請書の記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

八幡平市長 様

所有者等（仲介者）

住 所

〇〇県〇〇市〇〇1-1

氏 名

八幡 平蔵

電話番号

000-000-000

八幡平市空き家バンク登録申請書 ※仲介者が申請する場合は、仲介者名

八幡平市空き家バンク実施要綱（以下「要綱」という。）に定める趣旨等を理解し、要綱第3条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を申請します。

1 登録内容 登録カードのとおり

2 空き家等情報の公開方法（該当する項目に〇をつける）

※ 市ホームページへの掲載は必須です。

回答項目	内容
	国土交通省が実施する全国版空き家・空き地バンクへの掲載
	その他の媒体（雑誌の掲載等）による方法

八幡平市ホームページ以外の情報発信を希望する場合はこちらに〇

3 契約交渉の方法（該当する項目に〇をつけてください）

回答項目	内容
	交渉及び契約については、仲介者へ仲介を依頼します。 (仲介者名： 〇〇不動産)
	交渉及び契約については、当事者間で行います。

仲介者に仲介を依頼する場合はこちらに〇

仲介者に仲介を依頼しない場合はこちらに〇

登録カードの記載例

八幡平市空き家バンク登録カード

1 基本情報

物件所在地	八幡平市 ○○○○
希望価格	○○万円
仲介者名(連絡先)	○○不動産(○○○-○○○-○○○) ※直接交渉の場合は所有者氏名・(連絡先)

2 物件情報

(1) 土地について

地目		都市計画	<input type="checkbox"/> 区域内 () <input type="checkbox"/> 区域外
敷地面積	m ² (坪)		

土地建物の情報は、登記事項証明書や固定資産課税台帳記載事項証明書(固定資産資産証明書)を確認しながら記入してください。

構造		空き家時期	
延床面積	m ² (坪)	備考	

(3) 設備について

電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> 引き込みなし	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水等
ガス	<input type="checkbox"/> プロパン <input type="checkbox"/> 引き込みなし	排水	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取り
キッチン	<input type="checkbox"/> あり(<input type="checkbox"/> ガスコンロ <input type="checkbox"/> 電気コンロ <input type="checkbox"/> IHコンロ) <input type="checkbox"/> なし		
風呂	<input type="checkbox"/> あり(<input type="checkbox"/> ガスボイラー <input type="checkbox"/> 電気ボイラー <input type="checkbox"/> 薪) <input type="checkbox"/> なし		
トイレ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> くみ取り <input type="checkbox"/> なし
家財	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		<input type="checkbox"/> 要相談 ()
駐車スペース	<input type="checkbox"/> 車庫 (台程度) <input type="checkbox"/> 敷地内 (台程度) <input type="checkbox"/> なし		
その他(付帯施設)	<input type="checkbox"/> 物置・小屋 <input type="checkbox"/> 庭 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補修が必要な箇所	<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 畳 <input type="checkbox"/> 内壁 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> ボイラー		

設備の状況は、わかる範囲で物件の状況を記入してください。
補修が必要な箇所は現地確認の際に聞取りを行います。

3 近隣情報

公共交通機関からの距離	(駅) km (バス停) km
公共施設からの距離	(市役所) km (医療機関) km (保育施設) km (小学校) km (中学校) km (高校) km
その他施設からの距離	(商店・スーパー) km (ガソリンスタンド) km (その他) km

4 備考

その他や近隣の情報などわかる範囲で記入してください。

誓約書の記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

八幡平市長 様

空き家バンク登録申請に係る誓約書

誓約事項

- 1 八幡平市より課税されている税を滞納していません。
- 2 空き家バンクを通じて得られた情報は、空き家バンクの趣旨に従って利用し、決して他の目的に利用しません。
- 3 登録物件の交渉及び契約には誠意を持って臨み、トラブルについては当事者間で解決に当たります。
- 4 登録された空き家等が要綱第5条に該当した場合、登録を抹消することを承諾し、異議申し立てを行いません。

上記について、誓約します。

(所有者等) **八幡 太郎**

委任状の記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

八幡平市長 様

所有者等（委任者）

住 所

〇〇県〇〇市〇〇1-1

氏 名

八幡 平蔵

電話番号

000-000-000

八幡平市空き家バンク手続きに係る委任状

私は、八幡平市空き家バンク実施要綱第3条の規定による申請、第4条に規定する届出又は八幡平市空き家バンク契約成立報告書若しくは八幡平市空き家バンク登録抹消申請書の作成及び提出を委任します。

受任者（宅地建物取引業者）

(1) 免許書番号

(2) 住 所

(3) 会 社 名

(4) 代表者名

仲介者に仲介を依頼する場合は、
依頼する仲介者名等を記入してください。

立入承諾書の記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

八幡平市長 様

所有所等

住所 〇〇県〇〇市〇〇1-1

氏名 八幡 平蔵

電話番号 000-000-000

空き家バンク立入承諾書

八幡平市が空き家バンク制度の業務を行うために必要な物件調査及び利用者への案内等に対し、私の空き家バンク登録物件である家屋等の内部へ立ち入ることを承諾します。

1 登録物件の所在地

八幡平市 〇〇第〇〇地割〇〇

登録変更申請書の記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

八幡平市長 様

登録者（仲介者） 〇〇県〇〇市〇〇1-1
住 所 八幡 平蔵
氏 名
電話番号 000-000-000

※仲介者が申請する場合は、仲介者名

八幡平市空き家バンク登録変更届出書

八幡平市空き家バンク実施要綱第4条の規定により、空き家バンク台帳に登録された内容の変更を届け出ます。

1 登録番号 第

号

登録番号は登録時に送付される空き家バンク審査結果通知書に記載しています。

2 変更内容

変更事項	変更後の内容
登録者の住所	
登録者の電話番号	
空き家等情報の公開方法	<input type="checkbox"/> 国土交通省が実施する全国版空き家・空き地バンクへの掲載 <input type="checkbox"/> その他の媒体による方法
契約交渉の方法	<input type="checkbox"/> 交渉及び契約については、仲介者へ仲介を依頼します。 (仲介者名：) <input type="checkbox"/> 交渉及び契約については、登録者と利用者で行います。
登録カードの記載事項	

掲載している内容から変更となる項目を記入してください。

登録抹消申請書の記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

八幡平市長 佐々木 孝弘 様

登録者（仲介者）
住 所
氏 名
電話番号

〇〇県〇〇市〇〇1-1

八幡 平蔵

000-000-000

※仲介者が申請する場合は、仲介者名

八幡平市空き家バンク登録抹消申請書

次の理由により、空き家バンクの登録を抹消したいので申請します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 抹消理由

登録番号は登録時に送付される空き家バンク審査結果通知書に記載しています。

抹消となる内容を記入してください。
例) 取り壊しすることとなったため
再び利活用することとなったため

契約成立報告書の記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

八幡平市長

様

登録者（仲介者） 〇〇県〇〇市〇〇1-1

住 所 八幡 平蔵

氏 名

電話番号 000-000-000

※仲介者が申請する場合は、仲介者名

八幡平市空き家バンク契約成立報告書

物件の売買の契約が成立しましたので報告します。

1 登録番号 第 号

2 建物住所

3 契約金額

円

4 登録者氏名

5 登録者住所

6 物件購入者氏名

7 物件購入者住所

8 添付書類 契約書の写し

登録番号は登録時に送付される空き家バンク審査結果通知書に記載しています。

登録者の氏名、住所を記入してください。

契約した相手の氏名、住所を記入してください。

押印がない契約書の提出は不可。
相手方と取り交わしたものをコピーして提出してください。

6 添付書類が取得できる主要な施設

(1) 八幡平市役所 本庁

住 所：〒028-7397 岩手県八幡平市野駄第21地割170

連 絡 先：0195-74-2111

開庁時間：平日の8時30分～17時15分

●取得できる書類

【まちづくり推進課 定住促進係（本庁舎2階）】

- ・空き家バンク申請書類

【税務課 資産税係（本庁舎1階）】

- ・固定資産課税台帳記載事項証明書の発行
- ・固定資産税課税明細書を紛失した場合の名寄帳発行

(2) 八幡平市役所 西根総合支所

住 所：〒028-7111 岩手県八幡平市大更第25地割56-1

連 絡 先：0195-76-2111

開庁時間：平日の8時30分～17時15分

●取得できる書類

【市民福祉係】

- ・固定資産課税台帳記載事項証明書の発行

(3) 八幡平市役所 安代総合支所

住 所：〒028-7533 岩手県八幡平市叭田70

連 絡 先：0195-72-2111

開庁時間：平日の8時30分～17時15分

●取得できる書類

【市民福祉係】

- ・固定資産課税台帳記載事項証明書の発行

(4) 八幡平市役所 田山支所

住 所：〒028-7672 岩手県八幡平市田中下夕78

連 絡 先：0195-73-2030

開庁時間：平日の8時30分～17時15分

●取得できる書類

固定資産課税台帳記載事項証明書の発行

(5) 盛岡地方法務局

住 所：〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9-15
(盛岡第2合同庁舎)

連 絡 先：019-624-1141

開庁時間：平日の8時30分～17時15分

●取得できる書類

登記事項証明書の発行（土地建物）（法人）

7 農地の売買希望掲載について

空き家バンクでは、空き家と一緒に農地の売買希望を掲載することが出来ます。

掲載にあたっては、事前に八幡平市農業委員会で「あっせん申出書」の提出が必要です。

詳しくは、八幡平市農業委員会にご相談ください。

■あっせん申出書について

農業委員会では、農地の情報（農地の所有者や所在地、面積等）や現況（管理・作付の状況）、今後の方針（売りたい、貸したい）についてお伺いします。

8 様式集

八幡平市長 様

所有者等（仲介者）

住 所

氏 名

電話番号

八幡平市空き家バンク登録申請書

八幡平市空き家バンク実施要綱（以下「要綱」という。）に定める趣旨等を理解し、要綱第3条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を申請します。

- 1 登録内容 登録カードのとおり
- 2 空き家等情報の公開方法（該当する項目に○をつけてください）
※ 市ホームページへの掲載は必須です。

回答項目	内容
	国土交通省が実施する全国版空き家・空き地バンクへの掲載
	その他の媒体（雑誌の掲載等）による方法

- 3 契約交渉の方法（該当する項目に○をつけてください）

回答項目	内容
	交渉及び契約については、仲介者へ仲介を依頼します。 (仲介者名：)
	交渉及び契約については、当事者間で行います。

八幡平市空き家バンク登録カード

1 基本情報

物件所在地	
希望価格	
仲介者名(連絡先)	※直接交渉の場合は所有者氏名・(連絡先)

2 物件情報

(1) 土地について

地目		都市計画	<input type="checkbox"/> 区域内 () <input type="checkbox"/> 区域外
敷地面積	㎡ (坪)		
備考			

(2) 建物について

建築年		間取り	
構造		空き家時期	
延床面積	㎡ (坪)	備考	

(3) 設備について

電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> 引き込みなし	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水等
ガス	<input type="checkbox"/> プロパン <input type="checkbox"/> 引き込みなし	排水	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取り
キッチン	<input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> ガスコンロ <input type="checkbox"/> 電気コンロ <input type="checkbox"/> IHコンロ) <input type="checkbox"/> なし		
風呂	<input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> ガスボイラー <input type="checkbox"/> 灯油ボイラー <input type="checkbox"/> 電気ボイラー <input type="checkbox"/> 薪) <input type="checkbox"/> なし		
トイレ	<input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式 / <input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 簡易水洗 <input type="checkbox"/> くみ取り) <input type="checkbox"/> なし		
家財	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 要相談 ()		
駐車スペース	<input type="checkbox"/> 車庫 (台程度) <input type="checkbox"/> 敷地内 (台程度) <input type="checkbox"/> なし		
その他(付帯施設)	<input type="checkbox"/> 物置・小屋 <input type="checkbox"/> 庭 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補修が必要な箇所	<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 畳 <input type="checkbox"/> 内壁 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> ボイラー		

3 近隣情報

公共交通機関からの距離	(駅) km	(バス停) km	
公共施設からの距離	(市役所) km (医療機関) km (保育施設) km	(小学校) km (中学校) km (高校) km	
	(商店・スーパー) km (ガソリンスタンド) km (その他) km		

4 備考

年 月 日

八幡平市長 様

空き家バンク登録申請に係る誓約書

誓約事項

- 1 八幡平市より課税されている税を滞納していません。
- 2 空き家バンクを通じて得られた情報は、空き家バンクの趣旨に従って利用し、決して他の目的に利用しません。
- 3 登録物件の交渉及び契約には誠意を持って臨み、トラブルについては当事者間で解決に当たります。
- 4 登録された空き家等が要綱第5条に該当した場合、登録を抹消することを承諾し、異議申し立てを行いません。

上記について、誓約します。

(所有者等)

年 月 日

八幡平市長 様

登録者（仲介者）

住 所

氏 名

電話番号

八幡平市空き家バンク登録変更届出書

八幡平市空き家バンク実施要綱第4条の規定により、空き家バンク台帳に登録された内容の変更を届け出ます。

1 登録番号 第 号

2 変更内容

変更事項	変更後の内容
登録者の住所	
登録者の電話番号	
空き家等情報の公開方法	<input type="checkbox"/> 国土交通省が実施する全国版空き家・空き地バンクへの掲載 <input type="checkbox"/> その他の媒体による方法
契約交渉の方法	<input type="checkbox"/> 交渉及び契約については、仲介者へ仲介を依頼します。 (仲介者名：) <input type="checkbox"/> 交渉及び契約については、登録者と利用者で行います。
登録カードの記載事項	

年 月 日

八幡平市長 様

登録者（仲介者）
住 所
氏 名
電話番号

八幡平市空き家バンク契約成立報告書

物件の売買の契約が成立しましたので報告します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 建物住所
- 3 契約金額 円
- 4 登録者氏名
- 5 登録者住所
- 6 物件購入者氏名
- 7 物件購入者住所
- 8 添付書類 契約書の写し

年 月 日

八幡平市長 様

所有者等（委任者）

住 所

氏 名

電話番号

八幡平市空き家バンク手続きに係る委任状

私は、八幡平市空き家バンク実施要綱第3条の規定による申請、第4条に規定する届出又は八幡平市空き家バンク契約成立報告書若しくは八幡平市空き家バンク登録抹消申請書の作成及び提出を委任します。

受任者（宅地建物取引業者）

(1) 免許書番号

(2) 住 所

(3) 会 社 名

(4) 代表者名

年 月 日

八幡平市長 様

所有所等
住所
氏名
電話番号

空き家バンク立入承諾書

八幡平市が空き家バンク制度の業務を行うために必要な物件調査及び利用者への案内等に対し、私の空き家バンク登録物件である家屋等の内部へ立ち入ることを承諾します。

1 登録物件の所在地

八幡平市